



金沢市公報

第2568号

平成19年(2007年)10月22日
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
発行所 金沢市役所
(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
●告示	
○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	1
●公告	
○予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	1
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	2
●農業委員会告示	
○第604回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	2

告 示

●金沢市告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定をしたので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成19年10月22日

金沢市長 山 出 保

介護保険 事業所番号	事業所		申請者				指 定 年月日	サービ スの種 類	条件等
	名 称	所在地	名 称	主たる 事務所の 所在地	代 表 者				
					氏 名	住 所			
1790100059	ファミ リーケア 城南	石川県金 沢市城南 1丁目21 番21号	社会福祉 法人久楽 会	石川県金 沢市利屋 町は64番 地1	新谷喜蔵	石川県金 沢市旭町 3丁目1 番16号	平成19年 10月1日	認知症対応型 通所介護、介 護予防認知症 対応型通所介 護	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月22日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者
- 3 予防接種を行う期間
平成19年10月20日から同年12月31日まで
ただし、平成19年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定するもののうち平成19年

12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成20年1月9日とする。

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
松 村 正 巳 土 田 真 之 前 川 実 生	石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町ニ13-6
宮 谷 博 久	いのくち内科医院	白山市井口町に98番地5

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成19年10月22日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市八田町東1573番2	金沢市八田町東1572番地2 笹井 大志

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市八日市2丁目120番1及び120番4から120番7まで	道路 金沢市八日市2丁目120番1及び120番4	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社 金沢市鞍月5丁目57番地 支配人 中村 泉
金沢市諸江町中丁104番1、104番3から104番6まで、105番1及び105番3から105番6まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市諸江町中丁104番1、105番1及び105番6並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市駅西新町3丁目1番35号 中村住宅開発株式会社 代表取締役 中村 久雄

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第16号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第604回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年10月22日

金沢市農業委員会

農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成19年10月25日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成19年(2007年)10月22日 印刷
平成19年(2007年)10月22日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)